

## 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和61年12月12日  
公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の  
手続並びに審査、判定の結果執るべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求に関しては、小松市勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和34年小松市公平委規則第2号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。